

くりはらし

第14号

平成22年8月1日発行

農業委員会だより



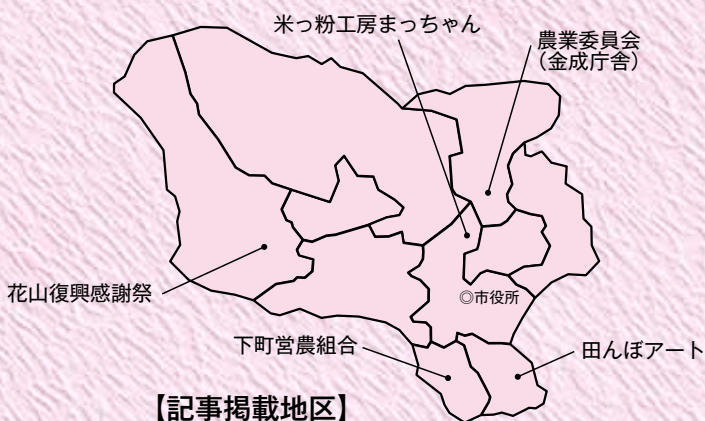
花山復興感謝祭振る舞いもちつき

平成22年6月13日に道の駅「路田里はなやま」等において、花山復興感謝祭が開催されました。

写真は、花山震災復興の会「がんばっぺ」の佐々木正弘副会長の田んぼから取れたもち米による、振る舞いもちつきの様子です。

主な内容

- 農業委員会を取り巻く情勢等…… 2 P
- 変わる農業政策ほか…………… 3 P
- 目指せ！栗原ブランドほか…………… 4 P
- 耕作放棄地対策について…………… 5 P
- 農業委員会からのお知らせ…………… 6 P



農業委員会を取り巻く情勢と 農業委員会の役割について

栗原市農業委員会 会長 **門 傳 仁**

昨年の暮れに、農地法とその関連法が改正され、農地行政は「所有から利用へ」とその概念が大きく変わりました。これは、「耕作する者が農地を所有する事がもつとも適切である」という農地改革以来の農地行政から一大転換となるものです。

また、自給力向上の観点から、利用する農地の全部耕作要件等も加味されました。それに伴い農業委員会では、従来の業務に加え、法人を含む農業者の「農地全筆の利用状況調査」が、新たに法令業務として規定されました。

つまり基本的にするべき仕事が増え、しかもそれは机でする仕事ではなく丹念に現場を踏まなければならないということになったのです。そのため改正農地法では附則で、「組織と運営

について必要な措置を講ずる」、「5年を目途に他の関連法と共に見直し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定されました。

上記の「必要な措置」の具体的な内容は、農地制度実施円滑化事業補助金というものです。これは平成22年度に全国で52億59百万円の予算規模であり、しかも基本的には国が事業費の10割を補助するというものです。本来の農業委員会交付金が47億76百万円ですから、改正農地法への円滑な移行に大いに配慮した内容となっています。しかしながら、利用状況調査等の方法や報告の書式等が未だ示されていないため、補助申請した農業委員会は少ないようです。また、法の「5年を目途に見直しをする」ことについては、

行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会農業ワーキンググループ」において、法改正後1年も経たずに見直しが始まっています。実際の改正は5年後になるものと思われませんが、農業委員会関係の主な見直し項目としては、農業生産法人の要件緩和、一般法人等の農地取得、農振法の見直し、農業委員会の見直し、賃借許可の迅速化等々、多岐にわたっています。

特に、農業委員会のあり方については、客観性・中立性の向上の観点から組織、構成員、機能の見直しやそれに変わる対応方向についても検討することになっていきます。さらには、農業委員会については、5年後の見直しを待つことなく、廃止（許可権限を国・地方公共団体に委譲）も含めて抜本的に見直すべきものとされております。

このような農業委員会を取り巻く情勢を受け、栗原市農業委員会では、活動について、計画・点検・評価を行い、議事録を含

めてすでに国に対して報告をしております。また、傍聴や議事録の縦覧については、従来より公開していますが、計画・点検・評価は、今後、農業委員会だよりや市のホームページ等で公表をするこのこととしています。

農業委員会等の制度の見直しは、様々な要因によって時代と共に行われて当然ではあります。栗原市は県内最大規模の耕地面積を保有しており、今後とも農業委員会は地域の農業者の代表との立場で、公平・公正・透明性に配慮しながら、少ない人数で効率良く活動をしていく考えです。



活動報告

平成二十二年 第一回

女性農業委員等研修会

私たち女性農業委員は、平成22年6月16日にKKRホテル仙台において開催されたみやぎアグリレディス21の総会（出席者31人）に出席して来ました。

みやぎアグリレディス21は県内の女性農業委員等で構成されており、総会では、今年度の事業計画として、女性農業委員の登用促進活動の強化及び食農教育の推進と従来どおりの取組の更なる強化等について協議を行いました。

みやぎアグリレディス21の目的は、女性農業委員等が持つ共通の課題を解決するとともに、農村女性の地位向上や地域農業の振興及び発展を図ることにあり、そのために会員相互が連携して活動をしています。

総会後の研修会では、東北大学総長特命教授の工藤昭彦氏により、食料・農業・農村に関して政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた、新たな「食料・農業・農村基本計画」の実現に向けた課題について講演が行われました。



工藤昭彦氏による講演

講演の中でも印象的だったのは、秋田県大仙市協和小種地区の農事組合法人「たねっこ」が、基盤整備事業を契機に①農地の集積、②機械の共同利用によるコスト削減、③転作地の団地化を推進して成功している事例の紹介があり、栗原市のこれからの農業を考える上で大変参考になりました。

講演後の全体討議では、各区の委員から食育推進活動の報告があり、女性農業委員が中心となって女性農業者と連携を図りながら、地域農業の自給率向上のため、積極的に活動していくことを確認しました。

（佐竹きみ子委員）

変わる農業政策

『戸別所得補償制度の推進について』

東北農政局 消費・安全部地域第四課

農政専門官 高見則夫

現在、農林水産省では、農政の新たな取組として、戸別所得補償モデル対策を推進しているところです。

本モデル対策は、①水田農業の経営を安定させるため、恒常的に赤字に陥っている米に対して所得を補填する「米戸別所得補償モデル事業」と、②水田を有効活用して、大豆や飼料用米等の生産を推進する「水田利活用自給力向上事業」をセットで実施することにより、農業者の方々に支援するものです。

東北農政局地域第四課では、関係機関・団体と戸別所得補償連絡会議を設置し、一体となって本モデル対策の推進を図り、受付については、栗原市水田農業推進協議会の協力により、多くの農業者の方にご加入を頂

きました。

戸別所得補償制度は、平成23年度から本格実施する予定であり、皆さんから意見を頂きながら、より良い制度にしていくこととしておりますので、本年度は加入を見送られた方も、来年度は是非加入に向け、ご検討を頂きますようお願いいたします。



農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

瀬峰農場発信！田んぼアート

瀬峰地区循環型農業推進会議（会長大内一也）は平成22年5月29日に栗原市瀬峰地区において、良質な堆肥と環境にやさしい栽培方法で育てた農産物「エコ・せみね」のPRを主な目的とした「田んぼアート」の田植えを開催しました。

田植えに先がけて25日には、小牛田農林高等学校2年生約40人が、実習等で身につけた技能を発揮し、「東北楽天ゴールデンイーグルス」のロゴマークなどの測量を行ない、田んぼにしるしをつけました。

田植え当日には、同地区の親子、球団公式チアリーダーの「東北ゴールデンエンジェルズ」、その他一般参加者などをあわせ



協力して田植えを楽しむ参加者



田んぼアート(7月中旬)

て約100人が参加し、約40㍓に紫イネや黄イネなど4品種の水稻苗を植えました。

当日の参加者や後援・協力団体の広がりについて、会長は、「今後も地域全体をひとつの農場と考え、生産者、農協及び市のみならず、消費者や学校などと共同で田植え体験を楽しみながら、食育や環境保全の大切さを次世代に引き継いでいきたい。」と話していました。

田んぼアートは、イネの葉が色づく7月中旬以降から8月上旬まで楽しめる予定とのことです。

【事務局】JA栗つこ瀬峰支店営農課 ☎(38)21399

目指せ!! 栗原ブランド(10)「米粉パン」 ☎ 米っ粉工房まっちゃん TEL 090-3758-5103



米ワッサン

(有)川口グリーンセンターは、平成22年2月に米っ粉工房まっちゃん(栗原市築館)「直売所あじわいの朝内」をオープンし、米ワッサンなどの「米粉パン」を中心に米粉製品を販売しています。

現在、販売している米粉パンの種類は約15種類で、そのほかにも、お米たい焼きくんや米粉かりんとう、これから夏に向けては、お米ソフトサデーなどがあり、米粉のさまざまな食感を楽しむことができます。

米粉は、自社生産のミルキークイーンを使用しており、白鳥正文代表取締役は、「ミルキークイーンは、ひとめぼれに比べて収量は落ちるが、より弾力性があり、米粉特有



白鳥代表取締役(左)と社員の皆さん

のもちもちさが際立ったパンが焼ける。」と話していました。

米粉の生産は、今年度から始まった戸別所得補償制度モデル対策も追い風になっており、白鳥代表取締役は、「昨年度も米粉は転作として認められていたが、今回のモデル対策により、交付金が増額されたため、作付面積を約7割増やした。農業は政策により経営が左右されるため、将来展望の持てる安定した農業政策を確立してほしい。」と話していました。

今後は、自社以外のパン屋に対しての米粉パン生地の販売等を計画しており、米粉の消費拡大に向けて、おいしさ等を積極的にPRしていきたいとのことでした。

耕作放棄地再生利用緊急対策について

事例報告

高清水地区下町営農組合の 取り組みについて

下町営農組合が発足して三年目となり、当初は14人の構成員でスタートしましたが、現在では24人となり活動をしています。本事業実施のきっかけは、栗原市及びJ.A.栗この協力により当組合の転作図面を作成した結果、自己保全管理農地や耕作放棄地を改善すると、農地の集積や団地化に結びつく箇所が数多く存在することに改めて気づいたことによるものです。

耕作放棄地再生利用交付金の活用は、組合員の所得の向上につながることもあり、まず事業を①組合員で出来る共同作業と②重機による作業とに分け、耕作放棄地の再生作業を実施しました。



平成21年度事業実施前



平成21年度事業実施後

再生作業を組合員で行ったことにより、個々の組合員が積極的に作業を行うようになり、また結束力も強固なものとなりました。その結果、昨年度は3畝、今年度も2畝の再生作業を行い、合計5畝の耕作放棄地が優良農地に生まれ変わりました。

今後も集落営農組織として、地域農業の持続的な発展を目指し、組合員の所得向上のため、耕畜連携の推進、農地の有効利用として農作業の更なる効率化を図ってまいります。

また、耕作放棄地再生利用交付金についても、制度が続く限り取り組んでいきたいと考えています。
(下町営農組合組合長 大澤洋介)

耕作放棄地再生利用交付金における再生利用活動の概要

再生利用活動とは 貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組のことをいいます。

① 再生作業（障害物除去、深耕、整地等）


- 荒廃の程度に応じ、3万円/10^a㎡ 又は 5万円/10^b㎡
- 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合 1/2以内
- ※ 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（一定以上の労力と費用を必要とするもの）を支援します。

② 土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）

- 2.5万円/10^a㎡（最大2年間）

③ 営農定着（作物の作付け、水田は除く）

- 2.5万円/10^a㎡（1年間）
- ※ 別途、自助努力等によって再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壌改良と営農定着を支援します。

お問い合わせ先  栗原市農業政策推進室 TEL 22-2178

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

農業委員会からのお知らせ

農地を転用する場合は許可が必要です



栗原市農業委員会事務局
Tel 42-1239

農地転用とは

農地転用とは、**農地を農地以外に使用すること**であり、都道府県知事の許可を受けなければ行えないこととなっています。(申請面積が4畝を超える場合は農林水産大臣の許可が必要です。)

農地転用の具体例

- 農地に住宅、工場、店舗、農業用施設(一定面積以上の作業場、畜舎、堆肥舎)等を建設する場合
- 農地を駐車場、資材置場、私道として使用する場合
- 造林のため農地に植林する場合
- 農地を土木工事等に伴う現場事務所敷地、資材置場、残土置場等として一時的に使用する場合
- その他農地以外として永久的又は一時的に使用する場合 など

無断転用は農地法違反です!!

許可を受けずに農地の転用を行った場合は、工事の中止、農地への現状回復、その他違反行為の是正のために必要な措置を命じられる場合があるのみならず**罰則(3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金)**が適用される場合もあります。

農地の現状変更届について

農地を耕作目的で利用するために、盛土や切土などの改良を加える場合は、「農地の現状変更届」を提出する必要があります。

※ 農地に関する相談は、地区担当農業委員、農業委員会事務局又は各総合支所産業建設課まで

農業者年金に加入しましょう



栗原市農業委員会事務局 Tel 42-1239
JA栗つこ推進企画課 Tel 23-2104

農業者年金は老後生活をごっちりサポートします!!

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金です!
- 終身年金で80歳までの保証付きです!
- 支払った保険料は全額社会保険料控除です!
- 一定の要件を満たす方は保険料の国庫補助も!

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60歳未満の方なら

どなたでも加入できます!

編集後記

私たち農業委員は、「農地と担い手を守り活かす」ため、日々活動を行っておりますが、今年度から始まった米戸別所得補償制度モデル対策では、農家の高齢化により、待ったなしで取り組むべきである担い手問題への対策は不十分にあります。集落営農組織に対しては、補償額算出時の控除面積の緩和措置はあるものの、そのほかは経営規模等に関わらず、ほぼ一律の補償制度となっています。制度の本格実施までには、担い手に配慮した、より良い制度になるよう要望してまいりますので、よろしくお申し込みをお願いします。

狩野和義委員

栗原市農業委員会委員の 退任について

平成22年6月30日付けで、一身上の都合により、若柳地区の佐藤享氏が退任されましたので、お知らせいたします。